

# 経過・詳細調査実施状況

平成17年2月6日

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会

再生ビジョン部会

# 経過

## 産業廃棄物不法投棄事案を岐阜モデルによる解決を目指します

岐阜市環境事業部産業廃棄物特別対策室

### 問題解決の3つキーワード

#### 1 迅速

市長を本部長とする対策本部の設置(3/19)  
場内・周辺緊急環境調査の実施(3/24~9/30)  
健康相談窓口の開設(3/24)  
実態調査委員会の設置と調査(4/1~5/10)  
組織の強化・充実(4/1・5/1)  
不法投棄問題対応検証委員会(5/20~11/26)  
・過去の対応を第三者期間で検証  
・答申にある指摘と提言への対応  
今後の対応方針を決定し、  
アクションプランを策定(2/3)  
不法投棄対策検討委員会(5/27~ 次回 2/15)  
・技術部会(第4回 1/21)と再生ビジョン部会  
支障除去等及び再生ビジョンの検討  
廃棄物の詳細把握調査と  
周辺環境定期監視の実施(9/21~3/31)

- ・ボーリング等による検査試料採取終了(12/27)  
(ボーリング61・重機掘削22 計83か所)  
各種分析検査を実施中
- ・周辺環境定期監視 実施中  
現在までに環境汚染を疑うデータはない  
調査終了後、結果を基に処理方法を決定する

#### 2 情報公開

広報紙に定期的な情報掲載(4/15~)  
市のHPに専用サイトを開設(4/26~)  
委員会の原則公開(5/20~)  
情報公開委員会の設置(7/2~)  
・新公開基準を策定(7/29)  
緊急調査結果の完全公開(5/18~随時)  
・地元自治会では回覧  
他の産廃不適正処理事案もHPで公開  
(8/16~)

#### まずは善商の責任を追及する

業の取消し処分(4/23)  
施設設置許可の取消し処分(4/27)  
業の更新許可不許可処分(同上)

- ・排出事業者らによる自主撤去開始(12/27~)  
(1/17までに県内外の30社から申出)
- ・善商の命令履行期限を3/31まで延長させる
- ・善商は調査費用の内金100万円を納付(12/27)

#### 3 行政と市民との協働

住民説明会・情報展示会の開催  
(3月下旬・5月下旬・9月下旬ほか)  
再生ビジョン部会主催による  
意見交換をする勉強会の開催  
(7/3・11/28・12/19・2/6)

市民の理解を得つつ、市民とともに  
市民が納得できる解決策を見出していく

廃棄物の一部に措置命令(5/28)  
調査費用請求(9/28・11/12)  
仮差押え(10/5)

行政の責任を明確化させる  
・市長以下三役の責任表明(12/2)  
・職員懲戒等審査委員会開催(12/17~)

<http://www.city.gifu.gifu.jp/haikibutu/>

# 詳細調査実施状況

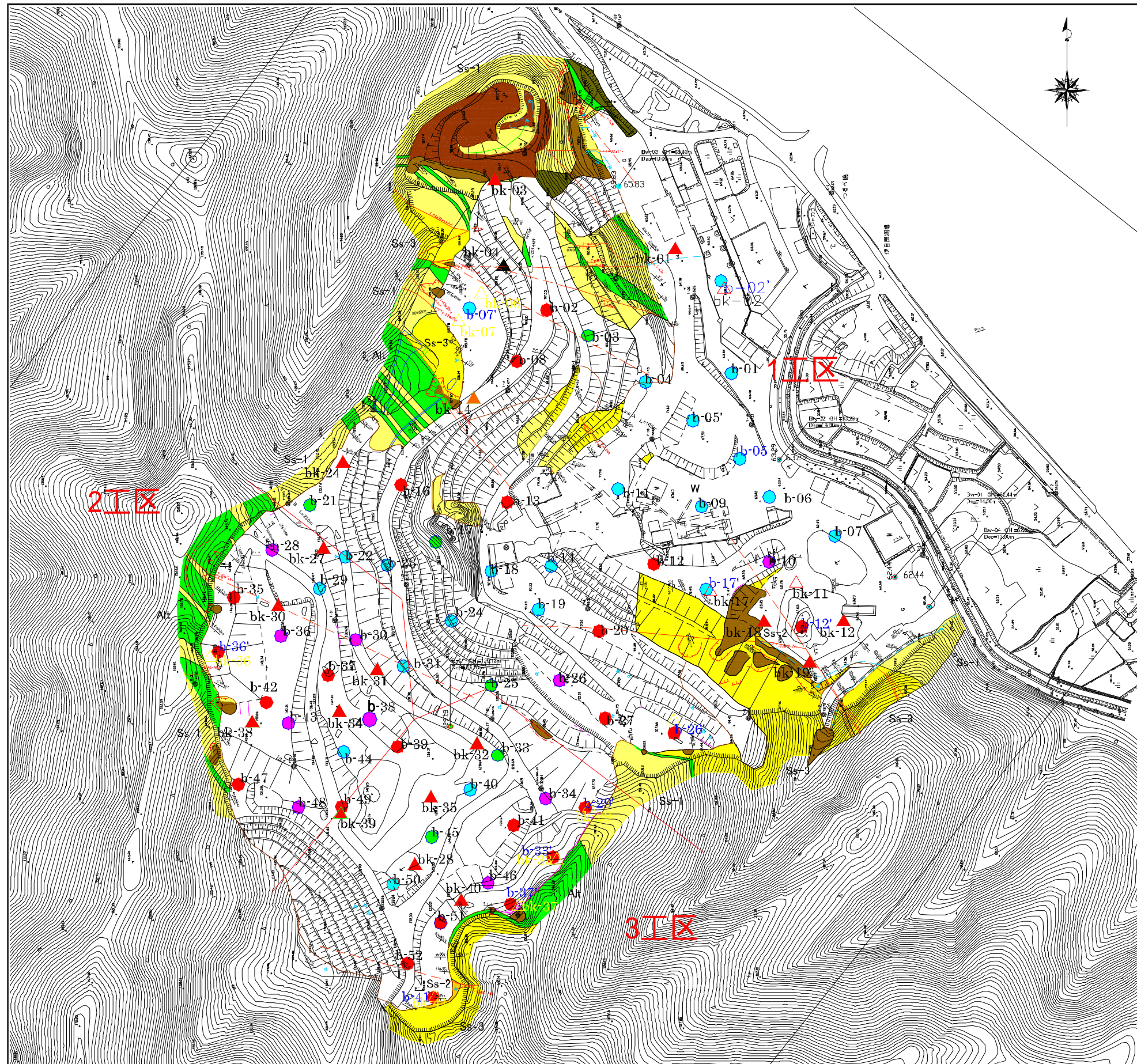
## 場内詳細調査実施状況

調査内容		調査項目	当初数量	最終見込み	進捗率(%)	調査の進捗	判明事項	
廃棄物把握調査	廃棄物把握ボーリング調査	ボーリング掘削延長	736m	1033	80	ボーリング47地点、掘削延長1033m、現地作業は完了(データは精査中)	高地部の廃棄物は、木くずを主体とした建設系廃棄物が主である。低地部の廃棄物は、埋土(土砂)やコンクリートガラが主体であるが、部分的に木くず主体の建設系廃棄物が確認され、一部の調査地点では、木くずが主体の建設系廃棄物が確認された。特記事項として、燃え殻(炭化した木片等)が、一部のコアで確認された。地山を切り込み廃棄物が、埋設されていることが確認された。	
		ボーリング箇所	38か所	47				
		組成分析	73検体	72	60			組成分析:72検体採取(うち66検体分析完了)、結果については解析中
		目視分類	10検体	6	0			未実施(1月下旬から実施)
	バックホウ掘削	性状調査用	組成分析	10か所	10	40		10箇所にて採取し分析中
		基盤岩深度確認用	基盤岩深度の確認	31か所	12	100		9箇所にて基盤岩を確認
	2次元探査による層厚把握		電気探査	6.9km	6.8	50		ボーリング等の調査結果を踏まえ現在解析中
場内・場外地形地質踏査		基盤構造、湧水、浸出水の把握	0.35km <sup>2</sup>	0.35	50	一次調査完了、現在解析中		
埋設廃棄物調査	有害物質把握ボーリング	ボーリング掘削延長	330m	462	100	ボーリング14地点、掘削延長462m完了	廃棄物分析:重金属・農薬等の溶出量試験15項目を分析 「廃棄物に係る判定基準」* <sup>2</sup> に適合 土砂・地山分析:重金属・農薬等の溶出試験15項目と重金属等の含有量試験9項目を分析 溶出量試験:分析終了分すべて「土壌環境基準」* <sup>1</sup> に適合 含有量試験:分析終了分すべて「含有量指定基準」* <sup>3</sup> に適合	
		ボーリング箇所	14か所	14				
		廃棄物分析	56検体	42	100	廃棄物分析:42検体採取(分析終了)		
		土砂分析	56検体	53	80	土砂分析:53検体採取(うち9検体分析中)		
		地山分析	14検体	14	85	地山分析:14検体採取(うち2検体分析中)		
	有害物質把握調査	アスベスト、燃え殻調査	アスベスト分析	30検体(想定)	(12)増の可能性あり			12検体採取し分析中。1月24日から実施する目視分類時に再度内容物の精査を行い、適時分析を実施
			ダイオキシン類分析	30検体(想定)	(3)増の可能性あり			3検体採取(分析終了)。今後は、コアの精査を行い、必要に応じて試料採取を行うとともに、燃え殻が確認された表土を対象に調査を実施
	ボーリング調査実施上の留意点	第1種特定有害物質	26検体(想定)	33	100	PID-GCを用いた現地簡易溶出試験(11項目)を1500箇所以上で実施。異常値が確認された33検体について公定分析を実施(分析終了)		廃棄物:すべて評価値である「廃棄物に係る判定基準」* <sup>2</sup> に適合 土砂:すべて「土壌環境基準」* <sup>2</sup> に適合
		観測井戸仕上げ(水)	21か所	22	100	観測井戸の設置完了		
		観測井戸仕上げ(ガス)	14か所	6	100	観測井戸の設置完了		
		観測井戸仕上げ(ガス+水)		10	100	観測井戸の設置完了		
		作業環境及び安全管理	適宜					硫化水素、メタン等の観測を実施し結果を整理中
	ボーリング孔仕上げ		仕上げ	52か所	61	100		38箇所、井戸、ガス管、井戸+ガス管仕上げを実施
水質調査	上流部沢水、プラント裏湧水等調査	トレーサー調査(流達時間の把握)	電気伝導率	7回	3	50	2回実施(11月、12月 12月分はデータ整理中)、2月に3回目実施	上流部沢からプラント裏湧水までの到達時間を確認(約6時間程度)
		水質調査	環境基準、排出基準等	6検体	6	70	4検体採取(2検体ダイオキシン類分析中)	プラント裏湧水:「排水基準」* <sup>5</sup> の定められている項目についてすべて適合
		流量及び電気伝導率観測	流量、電気伝導率、水温	2か所	2	60	継続観測中	
		東西沢水の水質検査	電気伝導率	14検体	10	60	6検体実施(データ整理中)	
		浸出水調査	排水基準等	10検体(想定)	9	80	9検体採取(うち1検体のダイオキシン類分析中)	分析終了分すべて「排水基準」* <sup>5</sup> に適合
	地下水、浸出水調査	地下水水位の一斉観測(流向把握)	地下水水位	7回	3	0	未実施(1月末から実施)	
		地下水モニタリング調査	地下水水位、電気伝導率	2地点	2	60	継続観測中	
	環境基準等		6検体	6	60	4検体採取(2検体ダイオキシン類分析中)	分析終了分すべて「地下水環境基準」* <sup>6</sup> に適合	
環境保全調査	内部ガス調査		メタン、硫化水素、二酸化炭素	14地点	14	50	14地点で採取し分析中	
	発生ガス調査		悪臭物質、メタン、二酸化炭素	10地点	10	50	10地点で採取し分析中	
	岩盤の透水の把握		ルジオン試験	5地点	5	50	5地点で実施、現在とりまとめ中	
	ガス濃度モニタリング	ボーリング地点	硫化水素、メタン、二酸化炭素	93地点	91	50	現在とりまとめ中	
		敷地境界	硫化水素、メタン、二酸化炭素	1地点	1	50	現在とりまとめ中	
	気象観測	雨量計、風向・風速計	降水量、風向・風速設置	1地点	1	60	継続観測中	

\*1土壌環境基準:土壌汚染に係る環境基準  
\*2廃棄物に係る判定基準:金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準  
\*3含有量指定基準:土壌汚染対策法施行規則に基づく指定基準  
\*4ダイオキシン類による土壌汚染に係る環境基準  
\*5排水基準:排水基準を定める総理府令に基づく排水基準  
\*6地下水環境基準:地下水の水質汚濁に係る環境基準



ボーリング及びバックホウ掘削位置図



凡例

既存ボーリング箇所	● : 地下水調査ボーリング 3箇所
	● : 性状調査ボーリング 1箇所
ボーリング箇所	● : タイプ 孔閉塞(砂+セメント)
	● : タイプ 観測井仕上げ
	● : タイプ ガス観測管仕上げ
	● : タイプ 観測井+ガス観測管
地山確認バックホウ試掘箇所	▲ : 地山確認(確認後閉塞)
	△ : 地山未確認
	△ : 未実施(ボーリング箇所変更)
試料採取バックホウ試掘箇所	▲ : 試料分析およびガス調査



## モニタリング調査位置図

### 場外モニタリング調査報告 資料

#### 1 調査内容

第3回技術部会の指示に従い、天候による採取条件を変化させての調査等を実施した。

#### 2 調査位置図

#### 3 地下水・河川水及び排水調査

##### 環境基準項目調査結果

すべて環境基準に適合していた。

##### 監視項目調査結果

**地下水** GW-1の塩素・硫酸イオン濃度が、他の地点と比べてやや高い値であった。河川水の影響が考えられる。

**河川水** 原川の水質基準にはない項目の電気伝導率、カルシウム等が高くなっていた。これは上流の事業場の影響を受けていると推測される。

RW-5のBOD・TOC・全窒素が高い値であった。この地点は善商排水合流後の地点であり、善商排水の影響が見られる。

**排水** 参考値としての排水基準を満足していた。

BOD、TOC及び全窒素は、当初と比較して高い値であった。全窒素の成分を調査した結果、アンモニア性窒素が高いことが分かった。

**水質の変化** イオン分析の結果をヘキサダイアグラムとして表すと、地下水は概ね同形状を示していたが、GW-1は若干形状が異なっていた。

#### 4 土壌及び河川底質調査

**土壌調査** 溶出量試験、含有量試験とも環境基準値に適合していた。

**河川底質調査** 溶出量試験、含有量試験とも基準値を満足していた。

#### 5 悪臭・大気環境調査

**大気環境測定** 環境基準値に適合していた。

また、市内の常時監視測定局との数値比較でも、同程度又は下回る数値であった。

**悪臭測定** 参考値の規制基準を満足していた。

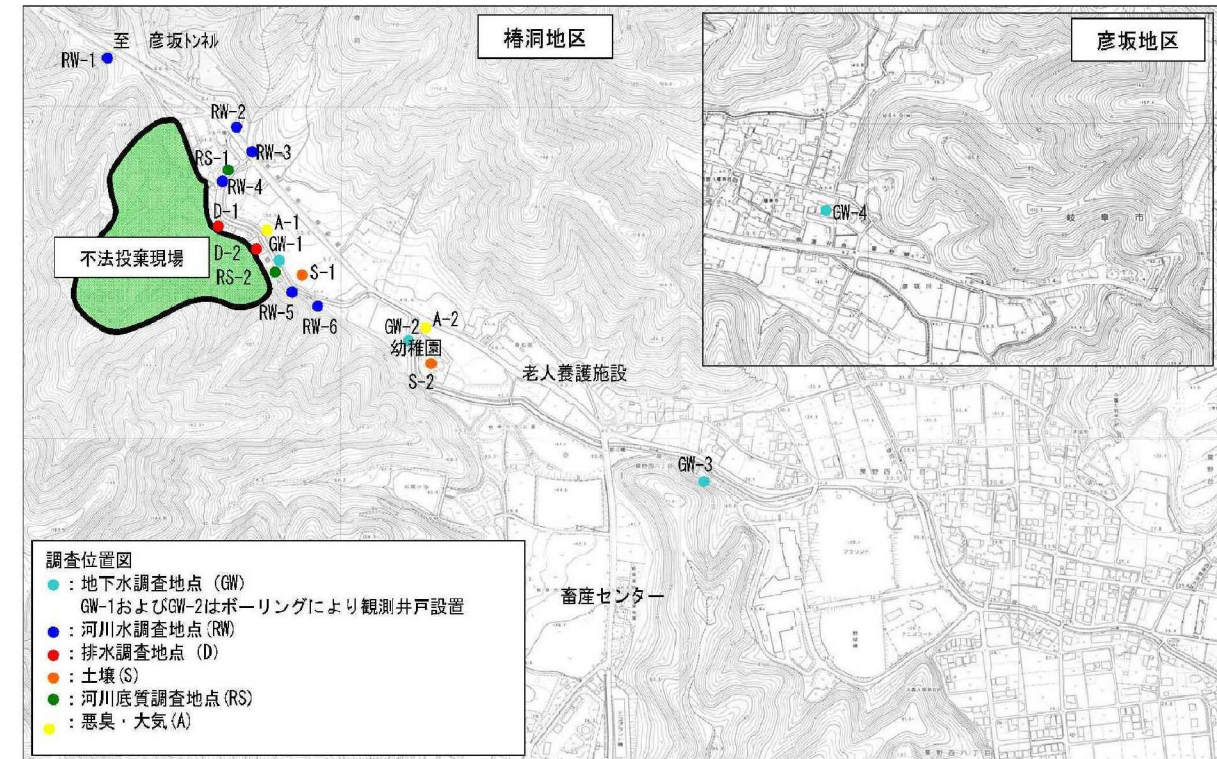
#### 6 米調査

**カドミウム・鉛** 参考値の規制基準を満足していた。

また、市内3地区のライスセンターとの比較でも差は認められなかった。

#### 7 今後の予定

モニタリングにより継続的に監視を実施する。



## 調査内容

No	調査名	調査項目	調査期間				
			一斉観測	定期観測	連続観測	測定日	
1	水質・土壌	地下水・河川・排水調査	環境項目	H16.12.9			
			監視項目	H16.12.9	2回/月		
	地下水連続観測	水位・電気伝導率			H16.10~H17.3		
	土壌調査・河川底質調査	溶出基準項目	H16.12.9				
含有基準項目		H16.12.9					
2	悪臭・大気	大気環境	大気環境項目				H16.11.20~11.22
		悪臭	特定悪臭物質				
3	米	カドミウム・鉛					H16.10採取

#### 第3回技術部会 指示事項

- ・水質の定期観測(2回/月)について、天候(降雨)による採取条件を変化させて採水を実施
- ・排水について、全窒素が高いので、その組成を確認
- ・米調査を実施 調査項目は、カドミウム、鉛

## 米の分析結果

項目 試料	採取地点	品種	採取日	Cd(カドミウム) (ppm)	Pb(鉛) (ppm)
1	栗野西地内	ハツシモ	10月6日	0.16	0.05未満
2	栗野西地内	ハツシモ	10月20日	0.05未満	0.05未満
3	栗野西地内	モチミノリ	10月14日	0.07	0.05未満
4	岐阜市東北部 第一カントリーエレベータ	ハツシモ	10月13日	0.07	0.05未満
5	岐阜市北西部 第二カントリーエレベータ	ハツシモ	10月13日	0.06	0.05未満
6	岐阜市南部 市橋ライスセンター	ハツシモ	10月13日	0.09	0.05未満
基準値				1	0.2
				食品、添加物等の規格基準値	コーデックス委員会の基準値
分析方法				食品、添加物等の規格基準 S34.12.23 厚生省告示第 370 号 第1食品 D条 [Cd, Pb:乾式灰化-フレイム原子吸光法]	

# 第3回勉強会概要・提出意見

日 時	平成16年12月19日(日) 14:00~15:45
場 所	日光コミュニティセンター 大集会室
出席委員	吉田部会長、富樫副部会長、大野委員、衣笠委員、清水委員
一般参加者	24名(報道関係者除く)
次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 勉強会趣旨説明(吉田部会長)</li> <li>3 意見交換「再発防止に向けて~業者・行政・市民の役割~」 (ワークショップ形式にて2グループに分かれて実施)</li> <li>4 まとめ、次回日程について</li> </ol>
議事概要	<p><b>【勉強会趣旨説明】: 吉田部会長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加・市民との協働、市民と行政とが一緒になってこの問題を解決していく必要があるため、この勉強会を開き、市民の方と再生ビジョン部会委員の協働により作業して、それを検討委員会の方に上げていくという形をとりたい。</li> <li>・まちづくりの一環としてこの産業廃棄物の問題を考えていく必要がある。市民と行政と議会が協働してすばらしい環境を未来を担う子供たちに残し、市の職員が一丸となって環境問題に取り組み、環境産業にかかわるモラルの高い企業経営者を育成していきたい。</li> <li>・今日は、二つのワークショップの中で、国と県と市とそれから市民、それぞれがどういう役割を果たすべきなのかについて議論し、例えば市民会議のようなものを提言して、市でそれを立ち上げてもらうような会議があり得ないのかについて、議論を願いたい。</li> </ul> <p><b>【意見交換「再発防止に向けて~業者・行政・市民の役割~」】</b> ワークショップ(1グループ)での自由発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(部会長)~ 一般廃棄物と産業廃棄物の違い及び産業廃棄物の流れについて説明し、今日の課題、国、県、市、市民等の役割、問題が二度と起こらない仕組み、を説明 ~</li> <li>・廃棄物処理の仕組みを知っているとこの問題が起きたわけが分かる。</li> <li>・岐阜市の環境推進員の方々や環境審議会の働きについて聞きたい。</li> <li>・ここは一般的な勉強会の場だが、市から一般的な答えができる人に来てほしい。</li> <li>・市民が通報したら、市の職員に通報者が同行して納得できる説明がされるべきだ。</li> <li>・再発防止対策は、他での事例もあるだろうが、岐阜の特性を前提にして議論をするべきだ。</li> <li>・(部会長)岐阜には処分場がないが、循環型の社会を作るためには処理する仕組みが必要だ。</li> <li>・行政の免罪をすることではいけなく、岐阜市の問題の解明をした後に再生を検討するべきだ。</li> <li>・全体的な問題は国の問題であり、市民としては国や企業にごみを出させない仕組みを作りたい。</li> <li>・産廃は市民も出しているので、我々もどうするかを考えないといけない。</li> <li>・適正に処分されない場合の罰則が必要だ。市民も信頼できる処分業者に依頼する必要がある。</li> <li>・排出者責任だけでなく、発注者責任を問う必要がある。</li> <li>・市民がいろいろ通報したが市は及び腰だったので、市の職員には権限を持ってもらいたい。</li> <li>・市民レベルで御嵩の会議と一緒にやってはどうか。(反対意見有り)</li> <li>・岐阜県は環境村ぎふを5圏域に分けてやっているの、レポートしてもらってはどうか。</li> <li>・会議は市民が監視権限を持つオンブズマン的組織にし、行政は産廃Gメンを手当てしてほしい。</li> <li>・市民皆で監視をやらなければならない。</li> <li>・(部会長)市民会議を作ると抑止効果があるだろうと思われるので、市民と何らか協働できる仕組みとして市民会議を立ち上げてほしいと提案したい。</li> </ul>



ワークショップ（２グループ）での自由発言要旨

- ・（副部会長）～ 産業廃棄物処理の概要説明 ～
- ・一般ごみについては岐阜市が責任を持っているが、産廃については岐阜市だけに責任があるわけではなく、国の役割等もある。システム自身が非常に不十分だ。
- ・（副部会長）今回は、排出事業者や収集運搬業者の法的な責任追及がされている。
- ・国の責任で一番大きいのは法の問題で、特に土壌と地下水の汚染が非常に問題になってくる。
- ・排出事業者の責任が今回初めて問われており、徹底してやるのが岐阜モデルにつながる。
- ・循環型まちづくりとか、古い建物をいかに長く使うかを考え、新しいものを使う方が費用が安く効率的だというシステムを変えるべきだ。
- ・産廃の場合は建築資材の塩ビ類をダイオキシンが発生しないようなシステムになっていない。
- ・コンクリートや木くずの中にアスベスト等有害なものが捨てられているならば非常に問題だ。
- ・末端職員の処分で問題の幕引ならおかしい。３人しか常勤担当職員がいなかったのが問題だ。
- ・まず調査の段階からの市民参加を前提にしてほしい。
- ・（副部会長）市に対しては善商に対して市民の立入調査を認めさせるようお願いしたい。
- ・解決権を市民の側によりスタンスを移すことが大切だ。
- ・住民参加の前提は情報開示だ。
- ・今、岐阜市民には産廃への意識や関心がほとんどない。
- ・市議会に百条委員会の設置を請願したが、未だに開かれない。
- ・この勉強会をやったことが実績となって終わるだけなら不満だ。
- ・今は民地だから市民が入れないが、地権者が市に土地を寄附してくれば入れるようになる。
- ・民地でもダイオキシン等の可能性の高い場合は行政は立ち入りチェックしなければいけない。
- ・検討委員会や特別委員会等も入っており、民地だから入れないということではない。
- ・市から調査結果が出されるが、なぜその調査をしたのかという全体像を知りたい。
- ・安全性の検証が問題で有害物の有無の確認が大前提だが、検討委員会への不信もある。
- ・（事務局）30mメッシュという環境省の支障除去方針に沿ってやっており、緊急調査で上の方は木くず、下の方はガラが中心だったので、検討委員会に諮って有害物の調査地点を設定した。
- ・市立の薬科大学にもっと協力してもらってはどうか。
- ・技術部会の人々が現場に立ち会うべきだ。
- ・市民参加ということで、市民が現場に入れるようにしてほしい。
- ・御望山も調査してほしい。
- ・岐阜市民は全国一律の健康な成人の環境レベルでいいのか、もっと高いレベルがいいのか。
- ・（委員）それは市民の側から出していくといい。
- ・（副部会長）市は地下水保全条例も作っている。
- ・鉛のデータが岐阜大学の調査では基準の倍以上出ているとのことだ。
- ・それは雨の多いときにとったサンプルだ。
- ・再生ビジョン部会の検討対象に東海環状自動車道を入れるべきだ。
- ・（副部会長）その権限は都市計画審議会にある。

まとめ

- ・市民会議のようなものをつくり、できるだけ市役所の職員が動きやすくし、市民の方にもっと監視の目をもてるようにするような仕組みをできるだけ早くに立ち上げてほしいという提言をできれば次回ぐらいにまとめたい。
- ・本日の意見については、まとめた結果を次回報告する。
- ・次回は平成17年2月6日午後2時から、北部コミュニティーセンターで開催する。
- ・次回の勉強会では本日の続きで話し合うこととする。

資料請求等

なし

意見箱提出意見

8通

### 第3回勉強会 意見箱提出意見

平成16年12月19日(日)

	提出意見内容
1	(1)現状が分からない段階で何が再生ビジョンか (2)行政責任は明確なのだから、まず職員はボーナス返上 3役の微々たる減給でお茶を濁すな
2	(1)市町村では本件への対応に限界がある (2)県単位又は数県による組合立にして業者にやらせないよう法改正する (3)市町村が責任者になると市町村合併にも影響があることを考慮すべき (4)警察が速やかに介入できる仕組みを構築すること
3	業者・民事・刑事責任、行政：行政責任、市民：監視権限強化(産廃Gメン・まちづくり会議) (1)短期的課題 産廃除去・処理方法 技術的・予算的措置 責任究明(検証委員会を公開すること) (2)長期的課題 循環型まちづくり市民会議 最終処分場(中間処理システム)
4	市民、業者、行政(国・県・市)の協働で産廃の山を自主撤去して「環境・産廃」課題の「学習 解決」を目指そう
5	(1)ボーリング調査への立会いを早期に実現してほしい (2)地下水汚染対策や安全対策を(疑いのある段階で行われるべき)
6	(1)今後の対策を実施するためには資金が必要 事業者(排出・処理)、行政(県・市)、市民から早期に集めるべき (2)再発防止のため、「再発防止協議会」を設置 (メンバー)県・県警・市・市民・処理業者・排出事業者 (内容) 不法投棄事例紹介 市民からの通報及び対応
7	原因究明や不法投棄の処理方法より再発防止に的を絞り、その実現性や具体案づくりを勉強していけば建設的な勉強会になると感じる ・不名誉な出来事を未来永劫忘れず、他の都市のモデルとなるように 産廃不法投棄根絶都市宣言を全国にむけ宣言する(有言実行宣言であり、ノーモア ヒロシマ・ナガサキの平和宣言と同様のもの) ゴミの分別、リサイクル、環境保全など、岐阜市独自の教材をつくり市民の理解及び小中学校教育に導入する(リサイクル、ゴミ問題の市民理解度日本一を目指す) 産廃処理業者を育成するため、優良施設にマル適マークをつけ何をしている場所が大きなマークをつける(マークは県や市が作成) 不法投棄を見逃さない、各校区の民生委員のように市民環境保安官を委嘱、市役所や警察の環境Gメンと連動し活動してもらい、特に郊外の校区ほど多くの人になってもらう(一年交替でより多くの方が役につくように) 法律に不備ならば、市や県で条例をつくり実効性のあるものを検討する(市議会で超党派で何かつくれるのか?) 今回の事件は、市町村合併や路面電車存続をふっとばす不名誉な、恥ずべき事件であったが、40万市民総ザンゲする必要はなく「災い転じて福となす」気持ちで再発防止の仕組みをつくるのが大事だ
8	会議主席者の中で廃棄物処理に関する法令等について知識の乏しい人がおり、言葉の定義を確認しないと議論が進みません。効率的に会議を運営し、建設的な意見集約をはかるためには常識的な範囲内で共通の理解が必要だと思います。 市民会議の結成は是非必要と考えます。その目的は次の3点とするのがよいと思います。 解決策を導くために必要な範囲で不法投棄の原因と実情を明らかにする。(業者、行政の批判は有害無益) 再発防止策の提言 ア. 行政・業者に対する改善策 イ. 市民レベルにおける改善策 廃棄物(一般・産廃とも)を完全に処理する循環型社会の形成に関する提言。(理想論でなく実行可能な具体策を検討したい)

## 第4回勉強会説明資料（吉田私案）

第4回勉強会の目的：産業廃棄物不法投棄防止及び循環型社会形成を市民と行政が協働して岐阜市に実現するための具体化する仕組みづくりを考える。

### 議論のための資料

#### 1 産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会：6つの問題点の指摘

- 1) 行政内部の問題点
  - (1) 産業廃棄物（以下、産廃という）行政の甘さ
  - (2) 市民の情報提供に対する的確な対応不足
  - (3) 職員の認識不足
- 2) 連携の欠如
  - (4) 関係部局間の連携不足
  - (5) 県行政との連携不足
  - (6) 警察との連携不足

#### 2 今後の対策（第2回勉強会資料参照）

- 1) 連携システム
  - (1) 市民モニター制度
  - (2) 県との連携  
連絡会議  
共同監視システム
  - (3) 司法との連携  
共同指導システム  
人事交流
- 2) 再発の防止策
  - (4) 基金の創設
  - (5) 優良事業者表彰制度
  - (6) 情報公開
  - (7) 市民啓発

#### 3 第3回勉強会のポイント（第3回議事録参照）

- 1) 再発防止のための委員会の設置
- 2) 環境教育の必要性
- 3) 監視システムの構築
- 4) 行政の責任感の強化
- 5) 県や警察との連携の必要
- 6) 循環型まちづくりの提案

### 委員会の設置（仮称：廃棄物不法投棄防止及び循環型社会形成委員会）

- 1 目的：廃棄物不法投棄防止及び循環型社会形成委員会（仮称）は「環境都市宣言」の実現を目標にして椿洞に不法投棄された産業廃棄物を迅速かつ適切に処理するとともに不法投棄の再発防止と循環型社会形成のための諸施策を考えることを目的として設置する。



## 2 役割

### 1) 啓発活動（環境意識の改革）

- (ア) 「産廃防止を考える市民会議」（以下、市民会議という）の創設と支援
- (イ) 産廃不法投棄監視モニター制度
- (ウ) 環境教育の推進（小中高生を中心とした環境教育プログラムの開発）
- (エ) 環境資源に関する情報提供
- (オ) 環境整備推進のモデル事業の推進（環境にやさしい企業、学校、役所の整備事業の紹介）

### 2) 環境ビジネス支援

- (ア) 優良事業者表彰制度
- (イ) 循環型事業の支援
- (ウ) 産業廃棄物の利用用途の拡大の支援

### 3) 椿洞産廃の撤去の実施と監視

- 産廃処理の進捗状況のチェック
- 産廃処理方法の定期的チェック
- 周辺環境の定期的チェック
- 処理費用請求と徴収状況の定期的報告

## 3 組織（構成員）

- 1) 市役所
- 2) 市民代表
- 3) 事業者代表
- 4) 警察関係者
- 5) 岐阜県の環境担当者
- 6) 議会代表
- 7) 学識経験者（環境・産廃の専門家及び街づくりの専門家）

（注1）新たな委員会の立ち上げではなく既存の委員会を改組する方がよい。事業内容は「環境審議会」（？）や「循環型社会委員会」（？）のなかに位置づけるのがよいのではないか。

（注2）こうした事業推進のための資金の調達をどうするか。市民の税金だけでなく排出事業者も相当の負担をすべきであり、産廃税の導入も視野に入れるべきである。

### 今後の検討課題

- 1 椿洞産廃の処理： 処理方法、 費用負担、 撤去作業の目標（量と期間）
- 2 市民会議の運営・組織・費用のあり方を考える：市民と行政が協働しながら、環境都市宣言（平成14年9月）に恥じない街づくりを考え、実践する